

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.8.7 №.83

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

後期高齢者広域連合とコロナ災害における保険料減免について懇談

8月6日、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下；広域連合）に対し、『「新型コロナウイルス感染症」の影響で収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免制度についての要望・要請』を提出し、その場で懇談を行いました。

社保協から、西村事務局長をはじめ福商連、福建労、民医連の4名で参加。広域連合から、梅田保険課長、花田保険課資格保険料係長に対応いただきました。

○要請の内容と懇談については以下の4点です。

- ①保険料減免申請後の3割減少とのズレが生じた場合の考え方や、申請書の様式について
- ②減免申請の添付書類について
- ③主たる生計維持者の取り扱いについて
- ④減免制度の周知徹底について



広域連合より、「減免申請後に収入予想との差異が出た場合でも早急な返却を求めることは考えてない」「主たる生計維持者は、世帯主のみに限定せず、柔軟に対応する等、この間の国会答弁や、厚労省の見解を踏襲する」と回答いただきました。

減免申請については、3割減少したことがわかればよい、その証明の方法については、柔軟に対応するなど示されました。

最後に、現在100件程度の申請（福岡市はまだ入っていない）が出ていること受け、周知はすすんでいるとの説明がありました。社保協として、コロナ災害で必要されている困難な方に行き届くよう、あらためて周知を強化するよう要請して懇談を終了しました。

